再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例

(地方税法附則第15条第26項)

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税(償却資産)について、取得から3年間、課税標準の特例があります。発電設備の取得時期等により、特例の対象となる資産や特例率が異なります。

1 太陽光発電設備

〈取得時期〉 令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの

〈適用期間〉 取得した年の次の課税年度から3年度分

〈特例割合〉

発電出力 1,000kw 未満…課税標準額 3 分の 2 発電出力 1,000kw 以上…課税標準額 4 分の 3

〈対象設備〉

再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得したもの ※再生可能エネルギーの固定価格買取 (FIT) 制度、補助額上乗 (FIP) 制度の認定を受けたものは対象外

〈提出書類〉

- ・固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申告書
- ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写し) 公益財団法人日本環境協会(平成30年3月31日までは一般社団法人環境共創イニシアチブ)発行
- ・出力規模が確認できる資料(仕様書、見積書等) ※償却却資産申告書と一緒に提出してください。

2 風力発電設備

〈取得時期〉 令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの

〈適用期間〉 取得した年の次の課税年度から3年度分

〈特例割合〉

発電出力 20kw 未満…課税標準額 4 分の 3 発電出力 20kw 以上…課税標準額 3 分の 2

〈対象設備〉

経済産業省の「再生可能エネルギーの FIT・FIP 制度」の認定を受けて売電をしている設備

〈提出書類〉

- ・固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申告書
- ・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書(写し)
- ・電気事業者が発行する「電気受給契約に関するお知らせ」または「系統連系契約書」(写し) ※償却却資産申告書と一緒に提出してください。

3 水力・地熱・バイオマス発電設備

〈取得時期〉 令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの

〈適用期間〉 取得した年の次の課税年度から3年度分

〈特例割合〉

• 水力発電設備

5,000kw 未満	2分の1	5,000kw 以上	4分の3
------------	------	------------	------

• 地熱発電設備

1,000kw 未満	3分の2	1,000kw 以上	2分の1
------------	------	------------	------

・バイオマス発電設備(2万 kw 未満)

10,000kw 未満	2分の1	10,000kw 以上	3分の2
-------------	------	-------------	------

〈対象設備〉

経済産業省の「経済産業省の「再生可能エネルギーの FIT・FIP 制度」の認定を受けて売電をしている設備

〈提出書類〉

- ・固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申告書
- ・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書(写し)
- ・電気事業者が発行する「電気受給契約に関するお知らせ」または「系統連系契約書」(写し) ※償却却資産申告書と一緒に提出してください。

問合せ・提出先

能代市 総務部 税務課 固定資産税係

TEL 0185-89-2127 (直通)

FAX 0.185 - 89 - 1764

E-Mail zeimu@city.noshiro.lg.jp